

林業・木材産業改善資金の基本的事項
(令和7年度末現在)

1 名称

林業・木材産業改善資金

2 造成額

区 分	造成額
貸付勘定	454,884,114円
業務勘定	10,527,815円
計	465,411,929円

うち国費相当額295,074,089円

3 貸付残高

233,552,000円

4 制度の概要

林業・木材産業改善資金は、林業従事者、木材産業従事者等が経営改善等のために行う新たな事業部門の開始、生産・販売方式の導入等の先駆的取組等に必要な資金を融通する制度です。

(1) 資金使途

林業・木材産業に関する機械や設備の導入、造林・間伐などの森林整備や素材生産、立木、素材（丸太）、製材品などの購入など

(2) 貸付対象者

- ア 林業従事者
- イ 木材産業（木材製造業、木材卸売業、木材市場業）を営む者
- ウ これらの者の組織する団体等

(3) 貸付限度額

- ア 林業従事者
 - ・ 個人 1,500万円
 - ・ 会社 3,000万円
 - ・ 団体 5,000万円
- イ 木材産業者 1億円

(4) 償還期間

10年以内（うち据置期間3年以内）

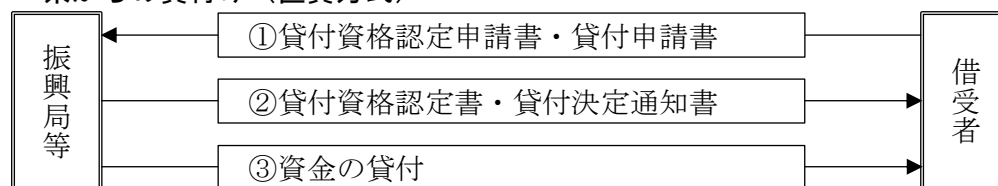
（注1）林業経営改善計画等、一定の計画の認定者には、償還期間の特例措置があります。

（注2）東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者が貸付を受ける場合は、償還期間及び据置期間の上限がそれぞれ3年延長されます（令和9年3月31日まで）。

5 申請方法

(1) 申請の流れ

ア 県からの貸付け（直貸方式）

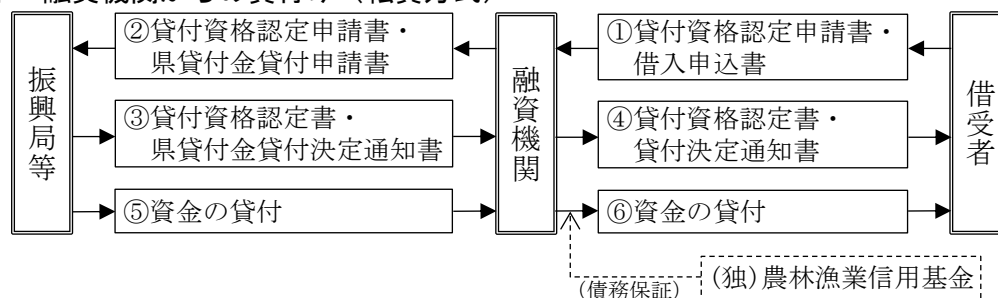


※連帯保証人が必要となります。

借入金額300万円未満：1人

借入金額300万円未満：2人以上

イ 融資機関からの貸付け（転貸方式）



(2) 申請に当たっての留意事項

- ・ 事業の着工は、本資金の貸付けを受けた後でなければできません（やむを得ない場合は、県から貸付決定通知を受けた後）。
- ・ 償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を県に無断で処分することはできません。
- ・ 償還期間中は、本資金で購入、設置した機械・施設等を貸付けを受けたときの目的以外に使用することはできません。

(3) 取扱融資機関

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、花巻信用金庫

(4) 問い合わせ先

広域振興局林務担当部、農林振興センター、林務室、林務出張所、森林組合、岩手県森林組合連合会、岩手県木材産業協同組合、岩手県森林整備協同組合

6 申請期限

区 分	申請期限	貸付日	備 考
第1回	4月25日	6月10日	災害等による森林の整備又は機械若しくは施設等の購入に係る資金であって、広域振興局長が特に必要と認めるときは、この限りではありません。
第2回	6月25日	8月10日	
第3回	8月25日	10月10日	
第4回	11月25日	1月10日	

7 審査基準

次に掲げる事項に留意して審査するものとする。

- ・ 貸付資格、貸付金の限度額、償還期間等は、関係法令に照らして妥当か。
- ・ 貸付申請者が当該資金を導入することが、技術的及び経営的見地からみて必要かつ可能であるか。
- ・ 当該資金の導入後の事業運営が適正かつ円滑に行われ、償還計画どおり償還されることが見込まれるか。
- ・ 貸付申請者が林業従事者の組織する団体であるとき、構成員の意欲の程度、構成員の結合の度合、中心人物の有無、構成員の数等から見て貸付けの対象として適当か。
- ・ 貸付申請者が林業従事者及びその組織する団体の場合、林業の担い手になり得る資格と意欲を十分備えているか。
- ・ 貸付申請金額、事業量、対象機械、施設及び事業費は妥当か。
- ・ 連帯保証人を立てるときは、連帯保証人となろうとする者の数、条件等が別に定める規定に照らして妥当か。

8 審査体制

広域振興局長（貸付事業が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合は、知事。）が、別に定めるところにより設置した林業・木材産業改善資金運営協議会の意見を参考の上、審査するものとする。